

# 教育・保育施設等

## 保育園と幼稚園と認定こども園等の違い

小学校にあがる前の子どもが通うところというと、大抵の方は「保育園か幼稚園」を思い浮かべると思います。ところが「保育園と幼稚園ってどこが違うの?」ということになると、意外とみなさんの中で知られていない部分が多いのではないのでしょうか?ここではまず、保育園と幼稚園に、認定こども園や地域型保育事業といった施設を加えて、特徴や違いをまとめましたので、下の表をご覧ください。

区分	幼稚園		認定こども園		保育園	地域型 保育事業
	新制度に 移行しない園	新制度移行園	教育利用	保育利用		
目的	小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校		教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため保育を必要とする子どもの 保育を保護者に代わって保育する施設 (養護及び教育を一体的に行う)	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●午後2時ぐらいまでの教育時間のほか、ほとんどの園で、教育時間の前後に預かり保育を実施</li> <li>●保護者の就労の有無などにかかわらず、利用可能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設</li> <li>●保護者が動かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、継続して利用可能(3歳～5歳児)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、ほとんどの保育園で延長保育を実施</li> <li>●利用できる保護者は、共働き世帯など、保育を必要とする人</li> </ul>	
対象年齢	満3～5歳児			0歳～5歳児		0歳～2歳児
学区	なし					
利用時間	4時間を基準に各園で定める教育時間 (預かり保育あり)			教育・保育給付認定(P39)により利用できる時間が決まてきます。 ●保育標準時間 最長11時間まで利用可能 ●保育短時間 最長8時間まで利用可能		
休み	土曜(園によって異なる)・日曜・国民の祝日・ 夏・冬・春に長期休日あり			日曜・国民の祝日・年末年始など		
保育料※	各園が独自に設定		市が設定した保育料 (前年度及び当年度分の市町村民税所得割課税額等により決定)			
利用選考	各園が選考		受入可能人数を上回る希望があった場合は、各園が選考		受入可能人数を上回る希望があった場合は、保育の必要度に応じて市が基準に基づき利用調整	

※保育料については42ページをご覧ください。

**問合せ先** 保育・幼稚園課 ☎026-224-8031

## 教育・保育給付認定

幼稚園<sup>※1</sup>、認定こども園、保育園などの施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。次の3つの認定区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。実際の手続きは、各施設への利用申し込みと同時に認定の申請をしていただきます。

※1 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園

### 認定の種類

お子さんの年齢と保育の必要性に応じて3種類の認定があります。

認定の種類によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	満3歳～5歳で、教育を受ける子 (保護者の就労等の要件はありません。)	満3歳～5歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子	0歳～2歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子
利用できる主な施設	子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園(教育利用)	保育園、認定こども園(保育利用)	保育園、認定こども園(保育利用) 地域型保育事業
施設等の利用時間区分	教育標準時間認定 (4時間程度の教育時間)	2号・3号認定では、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されます。  <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>保育標準時間認定</b> 1日11時間まで利用可能 (就労の場合、月120時間以上勤務)         </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <b>保育短時間認定</b> 1日8時間まで利用可能 (就労の場合、月64時間以上勤務)         </div>	

### 保育を必要とする理由

保育園や認定こども園(保育利用)等を希望する場合は、保護者(両親)の双方が次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。

- ① 就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他市長が認める理由

### ● マイナンバーカード、使っていますか？ ●



- ◎妊娠の届出や児童手当など子育てに関する手続きが、**家から**オンラインでできる！
- ◎**お近くのコンビニ**で住民票の写しなど、一部証明書が取れる！
- ◎**1枚持っていれば安心！**本人確認書類、健康保険証、運転免許証として利用可能！  
※利用登録や一体化手続きが必要です。

忙しいパパ・ママの味方、  
マイナンバーカード！  
まだお持ちでない方は  
こちらから

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先  
長野市マイナンバー課 ☎ 026-232-3600



## 認定区分と利用できる施設

保護者（両親）の状況が、次のいずれかに当てはまりますか？

保育を必要とする理由

- 就労 ● 妊娠出産 ● 保護者の疾病・障害 ● 同居親族の介護・看護
- 災害復旧 ● 求職活動 ● 就学 ● その他市長が認める理由



いいえ

はい

お子さんは3歳以上ですか？ ※1

お子さんは3歳以上ですか？ ※1

いいえ

はい

はい

いいえ

認定の必要は  
ありません ※2

1号認定  
(教育認定)

2号認定  
(保育認定) ※3

3号認定  
(保育認定)

認定区分

施設  
利用できる

幼稚園  
※4

認定  
こども園

保育園

認定  
こども園

地域型  
保育事業

- ※1 年齢の基準日は、預けたい年度の4月1日です。
- ※2 必要に応じて、一時預かりなどの利用ができます。20ページを参照してください。
- ※3 2号認定に該当する場合であっても、幼稚園を利用できます。
- ※4 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園もあります。

## 幼稚園と認定こども園(教育利用)の入園手続き

### 利用手続きについて

- 〈申し込み期間〉①4月から利用……………例年、前年10月途中から始まります。  
②年度途中から利用……………各施設に直接お問い合わせください。

〈申し込み先〉利用を希望する施設

〈提出書類〉各施設で配布

- 給付認定申請書、マイナンバー記入用紙、その他施設指定の書類  
→詳しくは、利用を希望する施設に確認してください。

## 保育園と認定こども園(保育利用)等の入園手続き

### 利用手続きについて

- 〈申し込み期間〉①4月から利用……………例年、前年10月途中から11月上旬まで  
②年度途中から利用……………令和8年度は次のとおりです。

入所希望月	申し込み期間	利用調整基準日	入所決定予定日
5月入所	令和8年(2026年) 3月25日(水)～ 4月 6日(月)	4月10日(金)	4月15日(水)前後
6月入所	〃 4月27日(月)～ 5月 7日(木)	5月11日(月)	5月15日(金)前後
7月入所	〃 5月25日(月)～ 6月 5日(金)	6月10日(水)	6月15日(月)前後
8月入所	〃 6月25日(木)～ 7月 6日(月)	7月10日(金)	7月15日(水)前後
9月入所	〃 7月27日(月)～ 8月 5日(水)	8月10日(月)	8月17日(月)前後
10月入所	〃 8月25日(火)～ 9月 7日(月)	9月10日(木)	9月15日(火)前後
11月入所	〃 9月25日(金)～ 10月 5日(月)	10月9日(金)	10月15日(木)前後
12月入所	〃 10月26日(月)～ 11月 5日(木)	11月10日(火)	11月16日(月)前後
1～3月入所	〃 11月25日(水)～ 12月 7日(月)	12月10日(木)	12月15日(火)前後

〈申し込み先〉利用を希望する第一希望の施設

※各月の申し込み期間初日以降に市ホームページにて空き状況を公開しますので、希望施設が募集していることを確認してから申し込みください。

〈提出書類〉保育・幼稚園課、各施設で配布

- 給付認定申請書兼利用申込書、保育を必要とする理由を証明する書類、マイナンバー記入用紙
- その他、各年度に発行する「利用のご案内(保育利用版)」をご覧ください。

### 希望の保育施設に空きがなく育休延長をせざるを得ない場合

育児休業給付金の支給対象期間の延長はあらかじめ市に対して保育利用の申し込みを行っていることが必要です。単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市や保育施設に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合、延長は認められません。(厚生労働省ホームページより)

希望保育施設に空きがない場合の保育施設の申し込みについて、市ホームページをご覧ください、申込期間内に手続きをしてください。

長野市ホームページ「育児休業給付金の支給対象期間延長」  
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n117000/kosodate/p001514.html>



# 令和8年度保育料基準額表

## ● 1号認定（幼稚園、認定こども園）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定義	無償
A	生活保護世帯	
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	
C	77,101円以下の世帯	
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	
E	211,201円以上の世帯	

↑ 多子カウント  
年齢制限なし

↓ 多子カウント年齢制限有り  
(小学校3年生以下)

## ● 2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
		3歳以上児			3歳未満児			
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	4,950 [900]	0	0	4,950 [900]	0	0
D1		48,600円以上57,700円未満	7,100 [900]	0	0	7,000 [900]	0	0
		57,700円以上60,000円未満	14,200 [900]	0	0	14,000 [900]	0	0
D2		60,000円以上76,000円未満	19,400 [900]	0	0	19,100 [900]	0	0
D3		76,000円以上77,101円未満	24,500 [900]	0	0	24,100 [900]	0	0
		77,101円以上97,000円未満	24,500	0	0	24,100	0	0
D4		97,000円以上123,000円未満	31,500	0	0	31,000	0	0
D5		123,000円以上148,000円未満	40,500	0	0	39,800	0	0
D6		148,000円以上169,000円未満	44,000	0	0	43,300	0	0
D7		169,000円以上219,000円未満	50,500	0	0	49,700	0	0
D8		219,000円以上265,000円未満	53,600	0	0	52,700	0	0
D9	265,000円以上301,000円未満	54,500	0	0	53,600	0	0	
D10	301,000円以上397,000円未満	55,600	0	0	54,700	0	0	
D11	397,000円以上	56,700	0	0	55,700	0	0	

↑ 多子カウント年齢制限なし



- ※1 [ ]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の額で、保育料が軽減されています。市町村民税所得割課税額77,101円以上の軽減はありません。
- ※2 赤字部分は、長野市多子世帯等保育料軽減による拡充後の額です。
- ※3 保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

### 長野市多子世帯等保育料軽減制度について

〈対象〉 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業などに入園しているお子さん

〈軽減額〉 国制度では保育所等にお子さんが2人以上入所（いわゆる同時入所要件）している場合、3人目以降は無償、2人目は半額としていますが、長野市では同時入所に関わらず保護者と生計を一にする最年長の兄・姉からカウントして2人目以降のお子さんの保育料を完全無償化するとともに、低所得世帯については更に軽減しています。

※認可外保育施設等をご利用の方は、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

### 副食費の徴収免除対象者について

次のいずれかに該当する3歳児から5歳児のお子さんは、副食費が徴収免除となります。免除対象となる世帯には、保育料決定通知書に徴収免除対象である旨を併せてご通知します。

- ・ 年収360万円未満相当世帯のお子さん（市町村民税所得割課税額が、1号認定子どもは77,101円未満、2号認定子どもは57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満））
- ・ （所得階層にかかわらず）第3子以降\*のお子さん

※きょうだいの数え方については、上記「保育料基準額表」とは異なります。詳しくは、各年度に発行する「利用のご案内」をご覧ください。

# 幼児教育・保育の無償化

## 無償化の対象について

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのお子さん、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのお子さんの利用料が無償となっています。

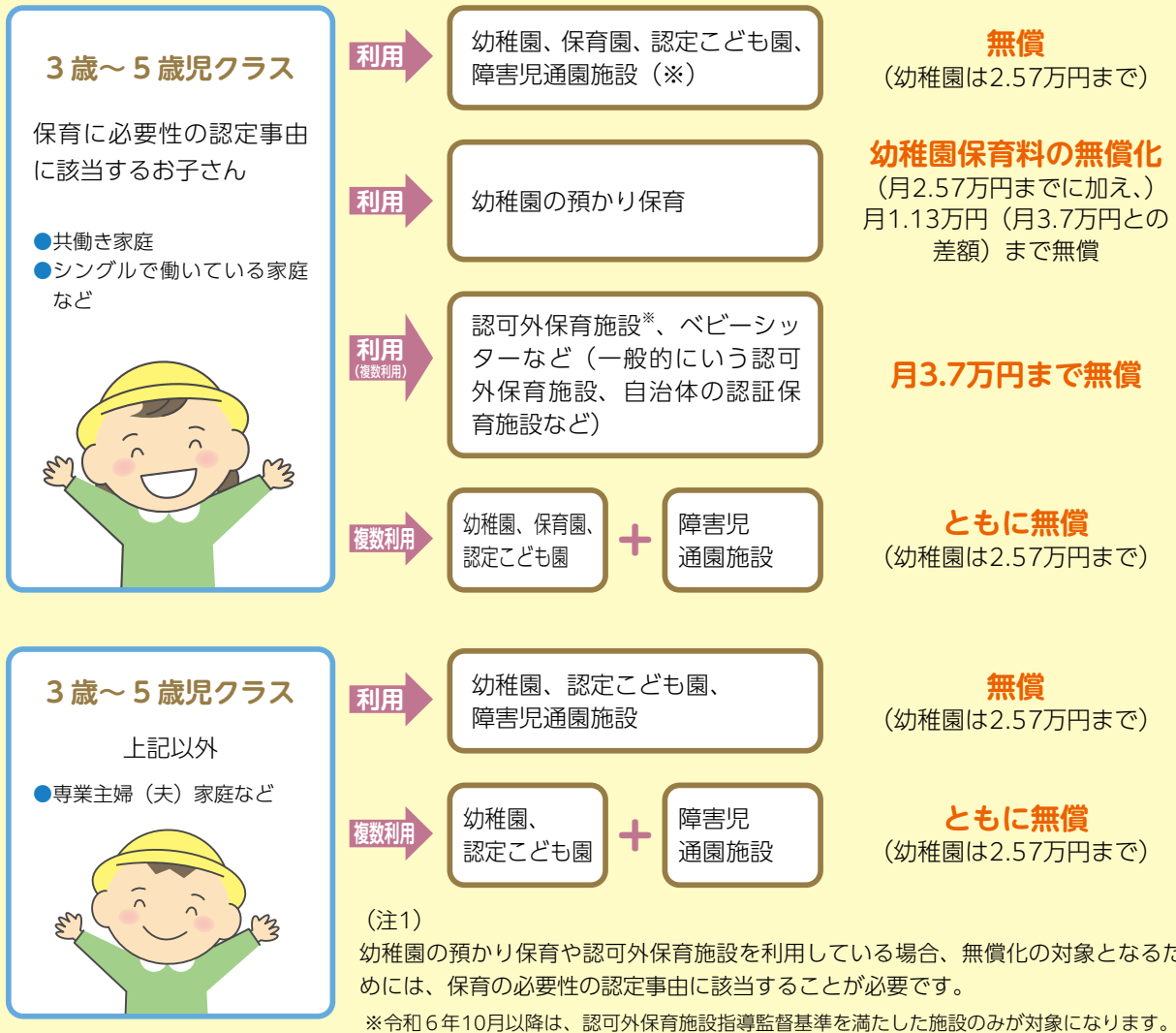
## 給付認定について

無償化の給付を受けるためには給付認定が必要になります。すでに保育所や認定こども園などを利用しているおさんは、1号から3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますので、基本の保育料についての手続きは必要ありません。幼稚園や認定こども園（1号認定）の預かり保育の利用料や認可外保育施設等\*の利用料について無償化の給付を受けるためには新1号から新3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。詳しくは、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

※認可外保育施設（事業所内保育施設、ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をいいます。

なお、認可外保育施設は、国の指導監督基準を満たすことが必要です。

## 幼児教育・保育の無償化の内容



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児クラスについても上記と同様の考え方により、月4.2万円まで無償となります。

(※) 地域型保育事業も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。